

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月16日

杉並区長 田 中 良

杉並区条例第5号

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和47年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

7, 970	9, 350
12, 200	14, 300
16, 500	19, 300
6, 440	7, 720
10, 400	12, 400
14, 200	17, 000
710	830
71	83
42	50
6, 980	8, 180
4, 270	5, 010
14, 200	16, 700
20, 300	23, 400
14, 200	16, 700
160	190
290	340
420	500
640	750
850	1, 000

を

に、

1, 280
1, 700
2, 990
4, 270
8, 540
12, 400
14, 200

1, 500
2, 000
3, 500
5, 010
10, 000
14, 800
16, 700

10, 100
6, 100
9, 060
200
20, 300
20, 300
11, 300
200
20, 300
203, 300
101, 600
20, 300
7, 200
14, 200

11, 700
7, 020
10, 400
230
23, 400
23, 400
13, 300
230
23, 400
234, 000
117, 000
23, 400
8, 640
16, 700

を

に改

める。

第2条 杉並区公共溝渠条例（昭和28年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「333円」を「379円」に改める。

第3条 杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 公園施設の使用料（第7条関係）

種別		単位	金額
売店（自動販売機）	小型（0.5平方メートル未満）	1台、1月	956円
	中型（0.5平方メートル以上1平方メートル未満）	同、同	2,154円
	大型（1平方メートル以上）	同、同	3,351円
売店等（移動販売車）		同、1日	1,500円

付記 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。

別表第3中	1,583円	を	1,856円	に改める。
	938円		1,100円	
	140円		165円	
	351円		412円	
	703円		825円	
	117円		137円	
	140円		165円	
	351円		412円	
	703円		825円	
	1,173円		1,375円	
	1,173円		1,375円	
	469円		550円	
	1,173円		1,375円	
	地上露出部分 865円		地上露出部分 1,038円	
	地下部分 351円		地下部分 412円	
	586円		687円	
	987円		1,184円	
9,360円	10,800円			

1, 6 5 7 円	1, 9 1 2 円
1 4, 6 2 5 円	1 6, 8 7 5 円
3 9 円	4 5 円
3 9 円	4 5 円

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の杉並区公共溝渠条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の杉並区立公園条例の規定は、施行日以後の公園施設の使用に係る使用料及び公園の占用に係る占用料について適用し、施行日前の公園施設の使用に係る使用料及び公園の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例
 新旧対照表（抄）

第2条による改正（杉並区公共溝渠条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用料の額及び算定方法)</p> <p>第9条 使用料は、使用面積により、1平方メートルにつき、月額<u>379円</u>に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料の額及び算定方法)</p> <p>第9条 使用料は、使用面積により、1平方メートルにつき、月額<u>333円</u>に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。</p> <p>2 略</p>

道路占用料改定資料

(改定後)

(現 行)

占 用 物 件		単 位	金 額	金 額
道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>9,350円</u>	<u>7,970円</u>
	第2種電柱		<u>14,300円</u>	<u>12,200円</u>
	第3種電柱		<u>19,300円</u>	<u>16,500円</u>
	第1種電話柱		<u>7,720円</u>	<u>6,440円</u>
	第2種電話柱		<u>12,400円</u>	<u>10,400円</u>
	第3種電話柱		<u>17,000円</u>	<u>14,200円</u>
	その他の柱類		<u>830円</u>	<u>710円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>83円</u>	<u>71円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>50円</u>	<u>42円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>8,180円</u>	<u>6,980円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,010円</u>	<u>4,270円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>16,700円</u>	<u>14,200円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>	<u>20,300円</u>
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>	<u>14,200円</u>	
法第32条	外径が0.04メートル	長さ1メートルに	<u>190円</u>	<u>160円</u>

第1項第2号に掲げる物件	ル未満のもの	つき1年		
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>340円</u>	<u>290円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>500円</u>	<u>420円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>750円</u>	<u>640円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1,000円</u>	<u>850円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,500円</u>	<u>1,280円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2,000円</u>	<u>1,700円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>3,500円</u>	<u>2,990円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>5,010円</u>	<u>4,270円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>10,000円</u>	<u>8,540円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>14,800円</u>	<u>12,400円</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる	占有面積1平方メ	<u>16,700円</u>	<u>14,200円</u>	

施設			メートルにつき1年		
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が1の もの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.004 を乗じて得た額	Aに0.004 を乗じて得た額
		階数が2の もの		Aに0.006 を乗じて得た額	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が3以 上のもの		Aに0.007 を乗じて得た額	Aに0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>11,700円</u>	<u>10,100円</u>
	地下に設ける通路			<u>7,020円</u>	<u>6,100円</u>
	その他のもの			<u>10,400円</u>	<u>9,060円</u>
	法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日等 に際し、一 時的に設け るもの		占有面積1平方メ ートルにつき1日	<u>230円</u>
その他のもの		占有面積1平方メ ートルにつき1年	<u>23,400円</u>	<u>20,300円</u>	
道路法施行 令（昭和2 7年政令第 479号。 以下「令」 という。） 第7条第1 号に掲げる 物件	看板（アー チ式である ものを除く。）		表示面積1平方メ ートルにつき1年	<u>23,400円</u>	<u>20,300円</u>
	標識		1本につき1年	<u>13,300円</u>	<u>11,300円</u>
	旗ざお及 び幕	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの	占有面積1平方メ ートル又は1本に つき1日	<u>230円</u>	<u>200円</u>
		その他のも の	占有面積1平方メ ートル又は1本に つき1年	<u>23,400円</u>	<u>20,300円</u>
	アーチ式 工作物	車道を横断 するもの	1基につき1年	<u>234,000 円</u>	<u>203,300 円</u>
その他のも の			<u>117,000円</u>	<u>101,600円</u>	

	の		円	円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料の置場	占有面積1平方メートルにつき1年	23,400円	20,300円
	危険防止施設		8,640円	7,200円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	16,700円	14,200円

備考 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

公園施設使用料改定資料

(改定後)

(現 行)

種 別		単 位	金 額	金 額
売店（自動販売機）	小型（0.5平方メートル未満）	1台、1月	956円	817円
	中型（0.5平方メートル以上1平方メートル未満）	同、同	2,154円	1,841円
	大型（1平方メートル以上）	同、同	3,351円	2,864円
売店等（移動販売車）		同、1日	1,500円	

公園占用料改定資料

(改定後)

(現 行)

種 別		単 位	金 額	金 額
電柱	本柱、支柱又は支線	1本、1月	1,856円	1,583円

標識		同、同	<u>1, 100円</u>	<u>938円</u>	
水道管、 下水道管、 ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル、同	<u>165円</u>	<u>140円</u>	
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同、同	<u>412円</u>	<u>351円</u>	
	外径1メートル以上のもの	同、同	<u>825円</u>	<u>703円</u>	
電線	電線	同、同	<u>137円</u>	<u>117円</u>	
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	同、同	<u>165円</u>	<u>140円</u>
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同、同	<u>412円</u>	<u>351円</u>
		外径1メートル以上のもの	同、同	<u>825円</u>	<u>703円</u>
鉄塔	1平方メートル、同	<u>1, 375円</u>	<u>1, 173円</u>		
変圧塔、マンホールの種類	1箇所、同	<u>1, 375円</u>	<u>1, 173円</u>		
郵便差出箱又は信書便差出箱	同、同	<u>550円</u>	<u>469円</u>		
公衆電話所	同、同	<u>1, 375円</u>	<u>1, 173円</u>		
地下の占有物件		1平方メートル、同	地上露出部分 <u>1, 038円</u>	地上露出部分 <u>865円</u>	
			地下部分 <u>412円</u>	地下部分 <u>351円</u>	
高架の占有物件		同、同	<u>687円</u>	<u>586円</u>	
天体、気象又は土地の観測施設		同、同	<u>1, 184円</u>	<u>987円</u>	

写真撮影のための常時占用	撮影機 1 台、同	<u>10,800円</u>	<u>9,360円</u>
写真撮影のための臨時的な占用	1 時間	<u>1,912円</u>	<u>1,657円</u>
ロケーション	同	<u>16,875円</u>	<u>14,625円</u>
その 他の 占用	競技会、集会	1 平方メートル、 1 日	<u>45円</u>
	前記以外の場合	同、同	<u>45円</u>